



警察庁

National Police Agency

インターネット利用に伴う 子供の被害等の状況について

警察庁生活安全局人身安全・少年課

課長 重成 浩司

※ 「子供」、「児童」とは、18歳未満の者
「少年」とは、20歳未満の者

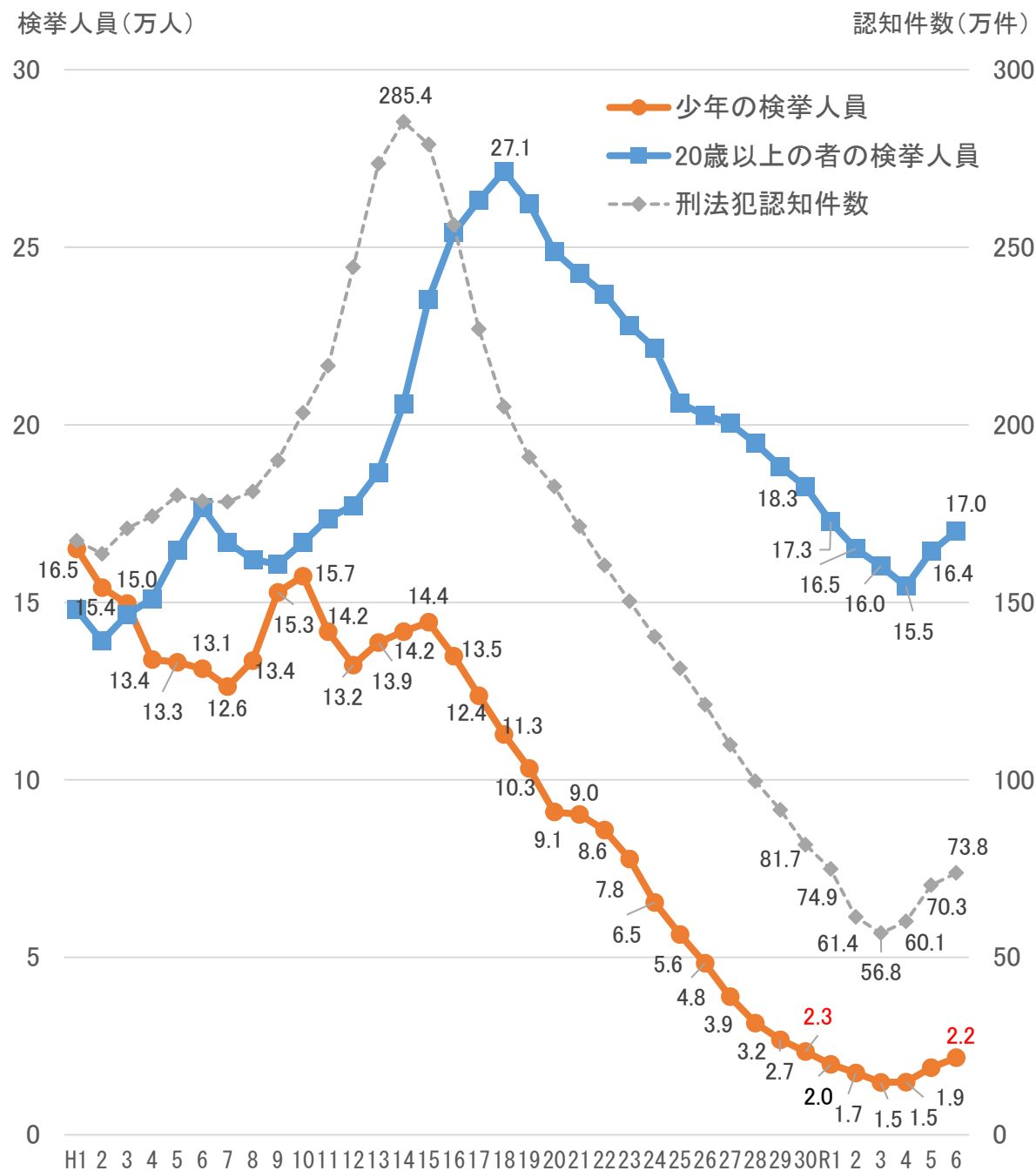


警察庁

National Police Agency

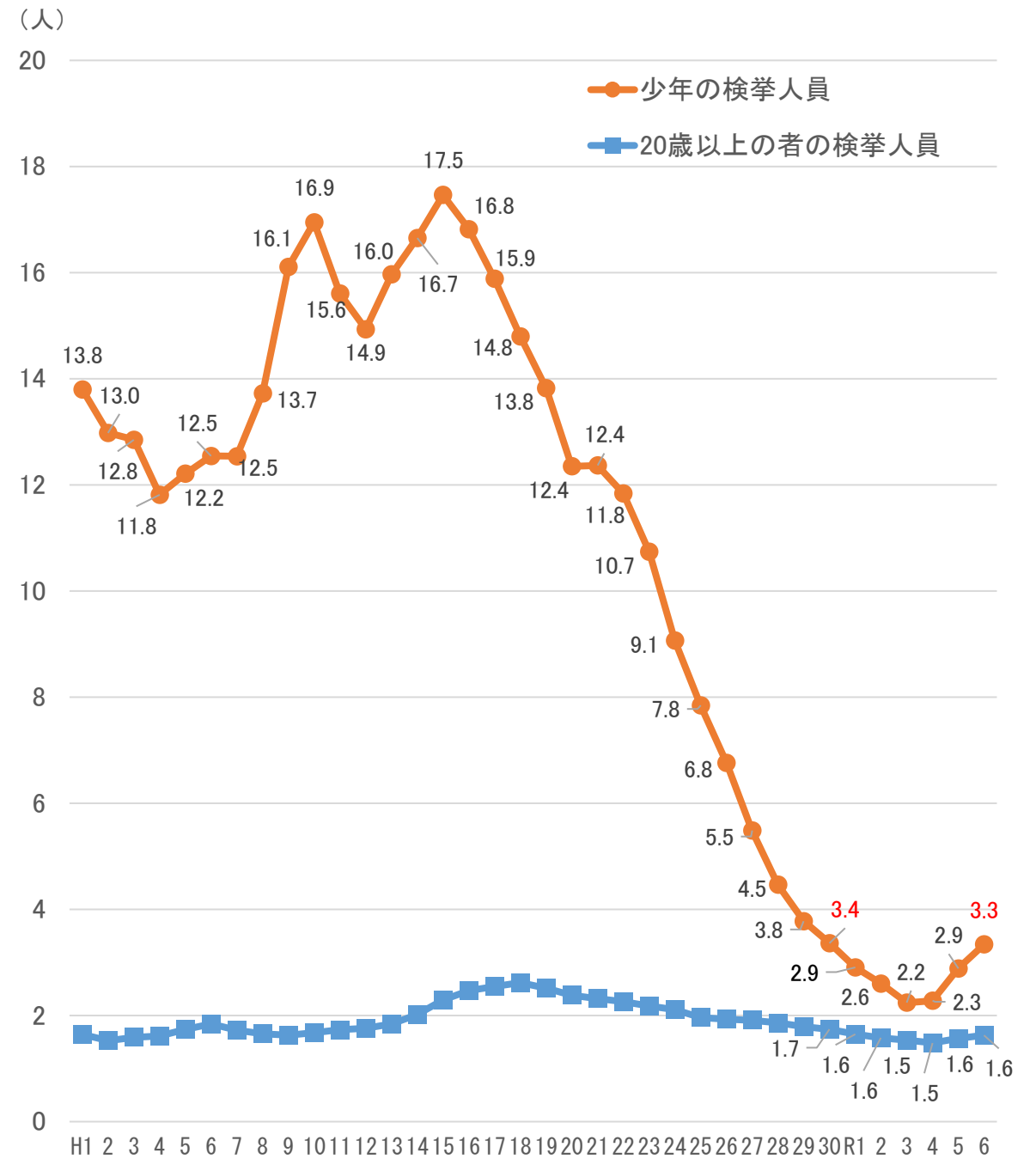
1. 少年非行の情勢 (令和6年統計から)

刑法犯少年の検挙人員と認知件数の推移



刑法犯少年の検挙人員は、戦後最少であった令和3年から3年連続で増加し、令和6年は平成30年の水準に接近。今後の動向について注視すべき状況

人口千人当たりの刑法犯少年の検挙人員の推移



人口千人当たりの検挙人員は20歳以上の者が前年からほぼ横ばいである一方、少年は令和3年から3年連続で増加し、令和6年は平成30年の水準に接近

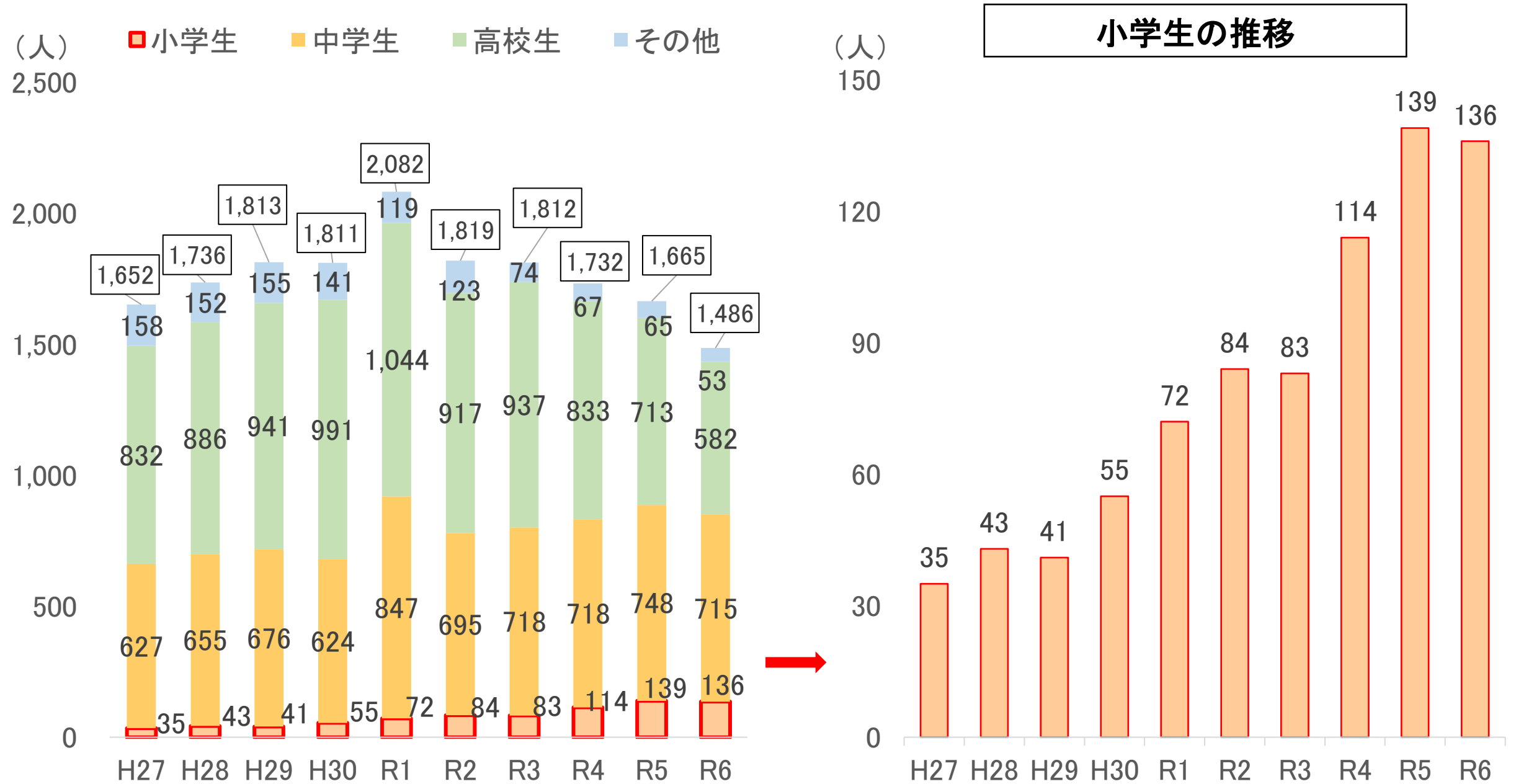


警察庁

National Police Agency

2. 子供の性被害等の情勢 (令和6年統計から)

【SNSに起因する事犯】学職別の被害児童数の推移



※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。

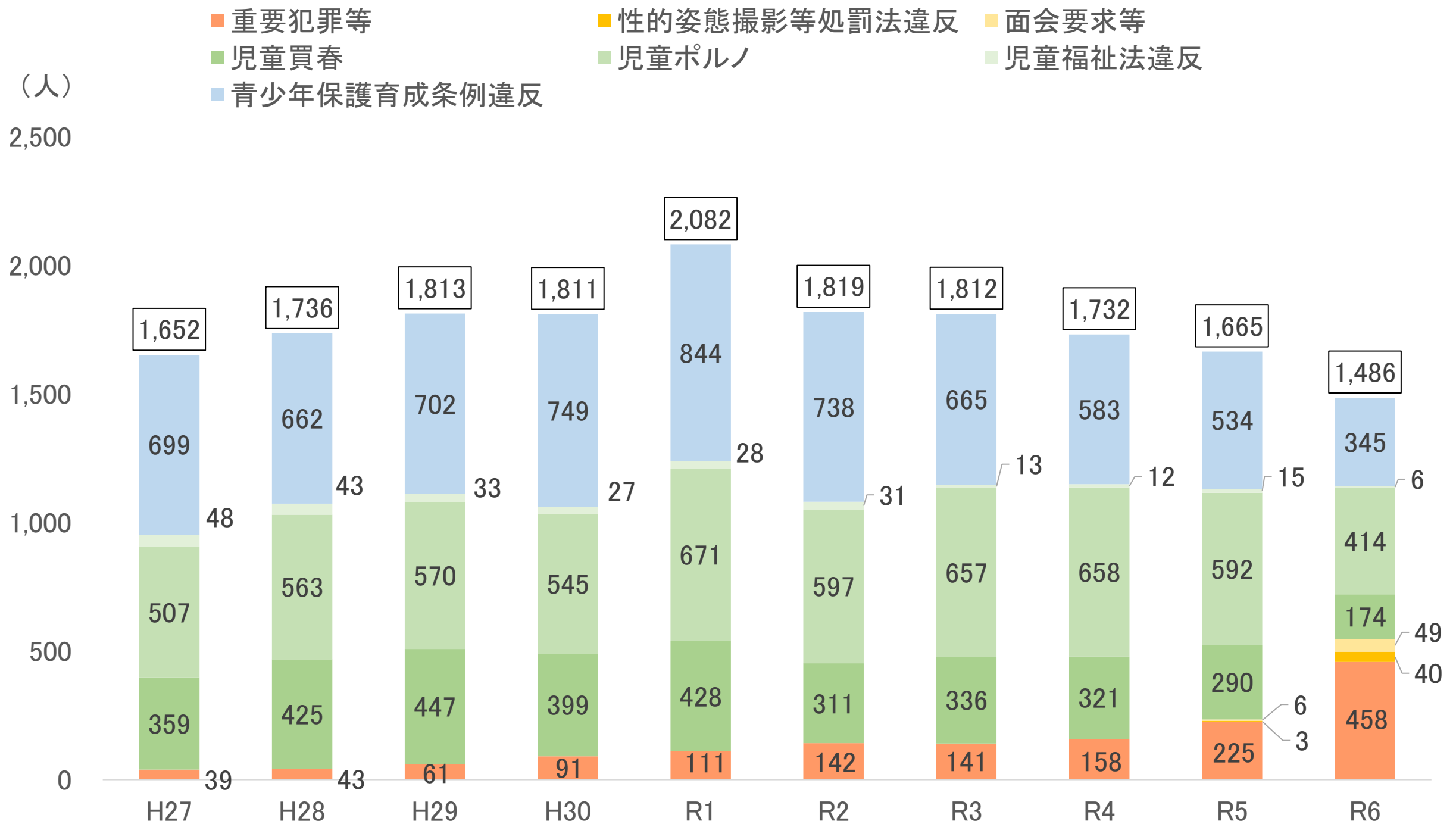
※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加)

※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

SNSに起因する事犯の被害児童数は、令和元年から5年連続減少しているものの、依然として高い水準で推移。学職別では、令和6年における小学生の被害児童数は、平成27年に比べて3倍以上に増加

【SNSに起因する事犯】罪種別の被害児童数の推移



※ SNSとは、本統計では、通信(オンライン)ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。

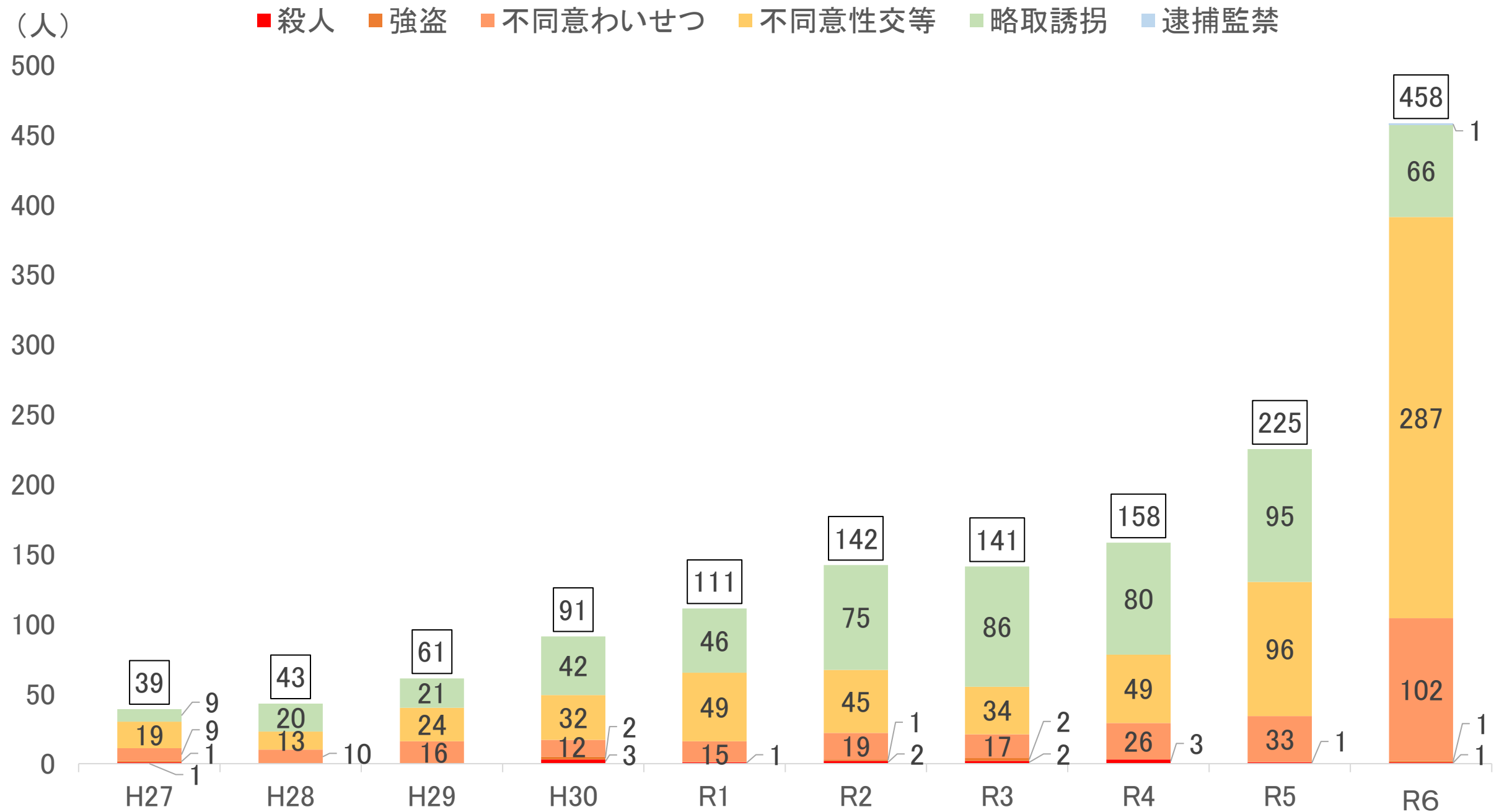
※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加)

※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

SNSに起因する事犯の被害児童数は、罪種別では、青少年保護育成条例違反が減少傾向にある一方、重要犯罪等が増加傾向

【SNSに起因する事犯】重要犯罪等の被害児童数の推移



※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

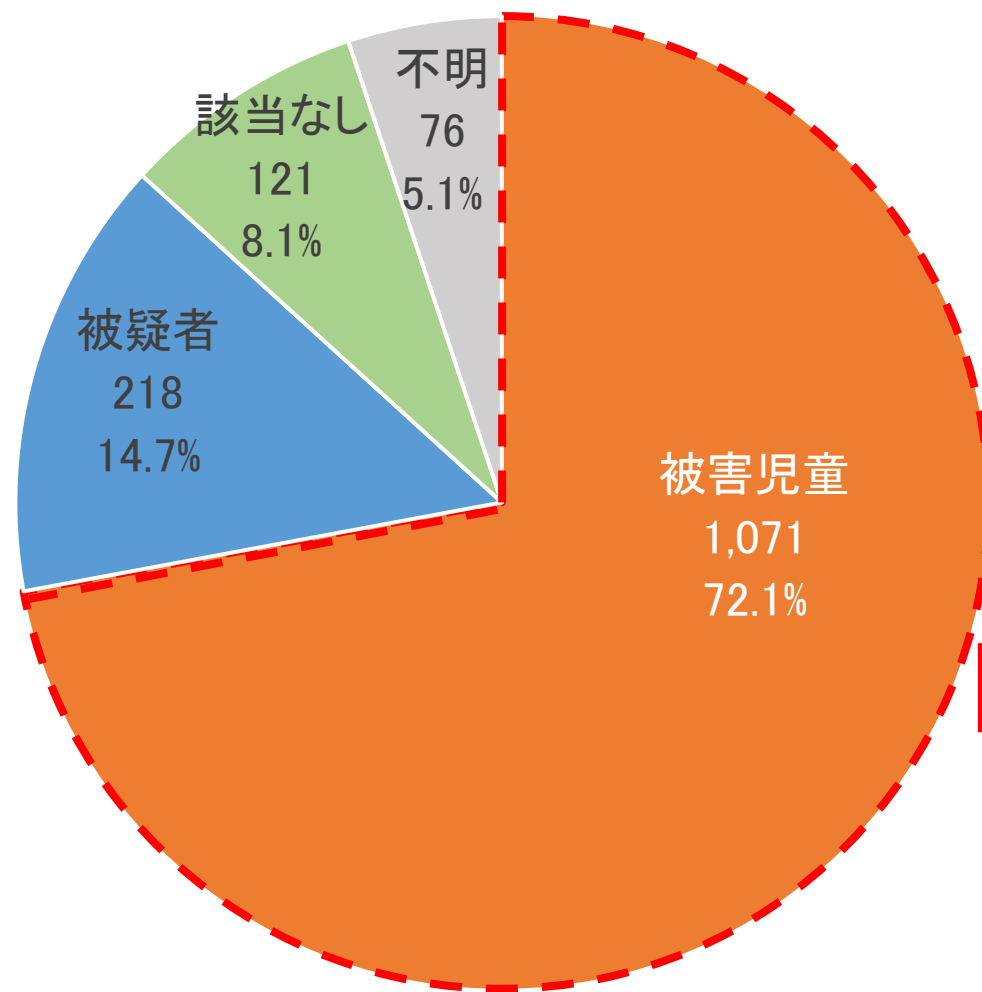
※ 重要犯罪等とは、殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁

※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

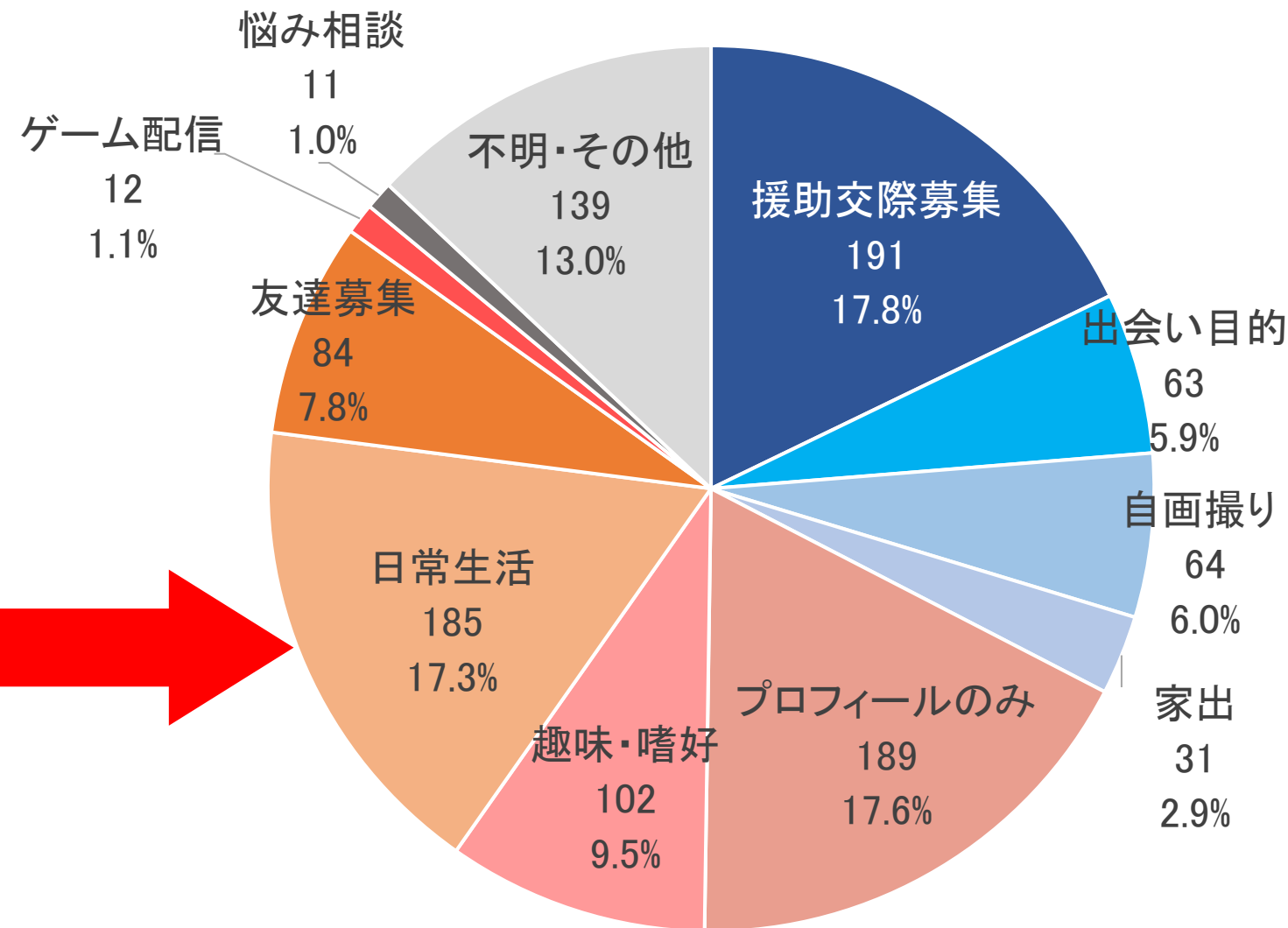
SNSに起因する事犯の被害児童数のうち重要犯罪等は、不同意性交等、不同意わいせつ及び略取誘拐が大半

【SNSに起因する事犯】最初に投稿した者と投稿内容の内訳

最初に投稿した者



被害児童(1,071人)の投稿内容の内訳



※ 「該当なし」とは、ランダム通話等

※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

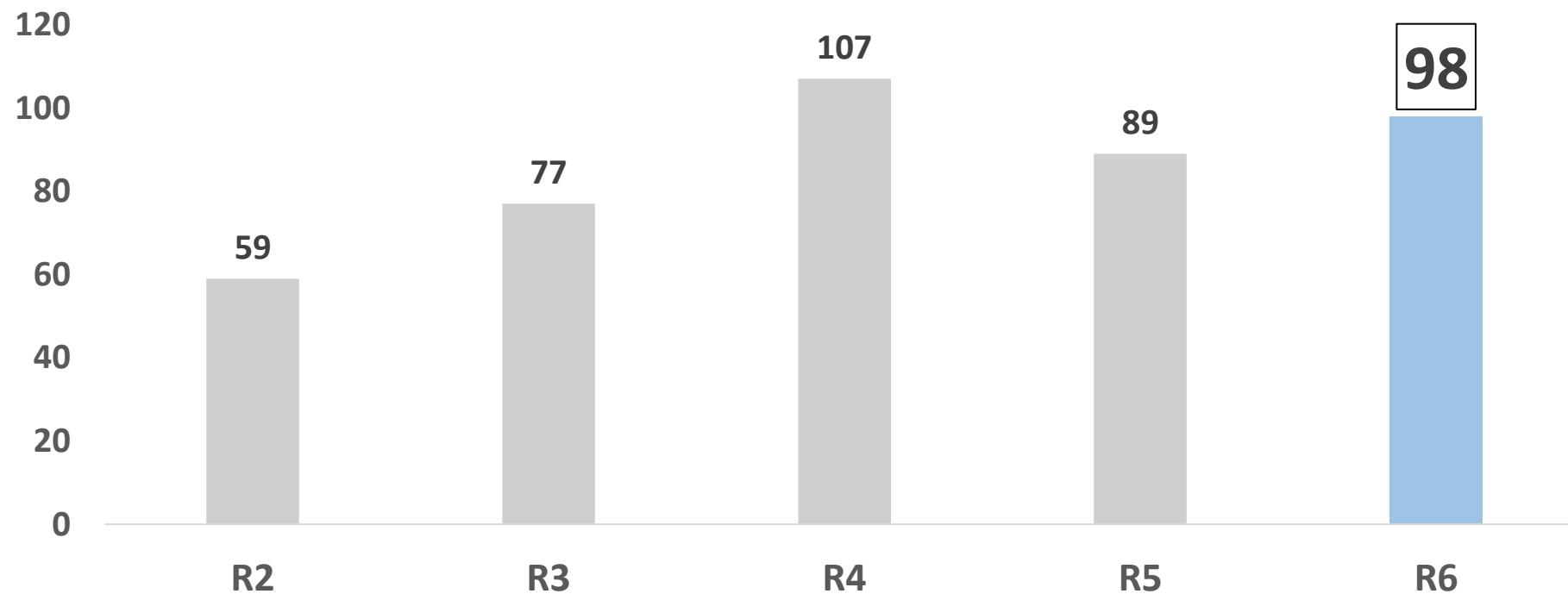
※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪

※ 構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。

令和6年におけるSNSに起因する事犯の被害児童と被疑者が知り合うきっかけとなった最初の投稿者の割合は、被害児童からの投稿が約7割。その投稿内容の内訳は、「プロフィールのみ」、「趣味・嗜好」、「日常生活」、「友達募集」など、一見して犯罪に巻き込まれるとは考えにくいものが約半数

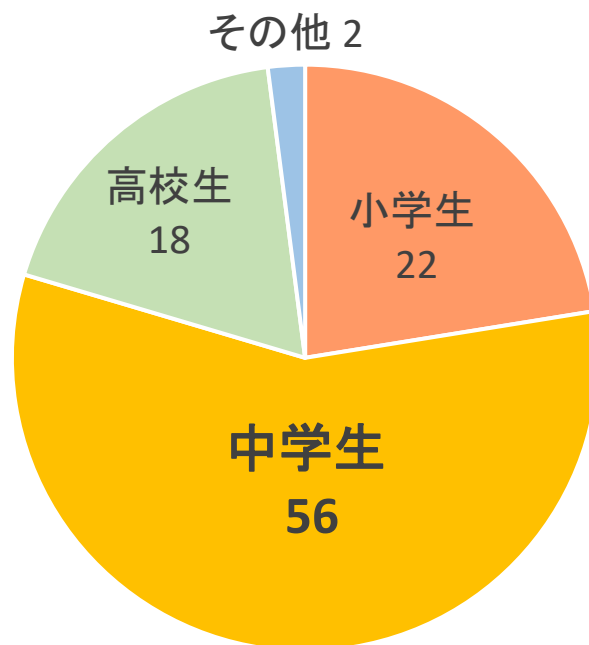
【SNSのうちオンラインゲームに起因する事犯】被害児童数

■ 過去5年の推移

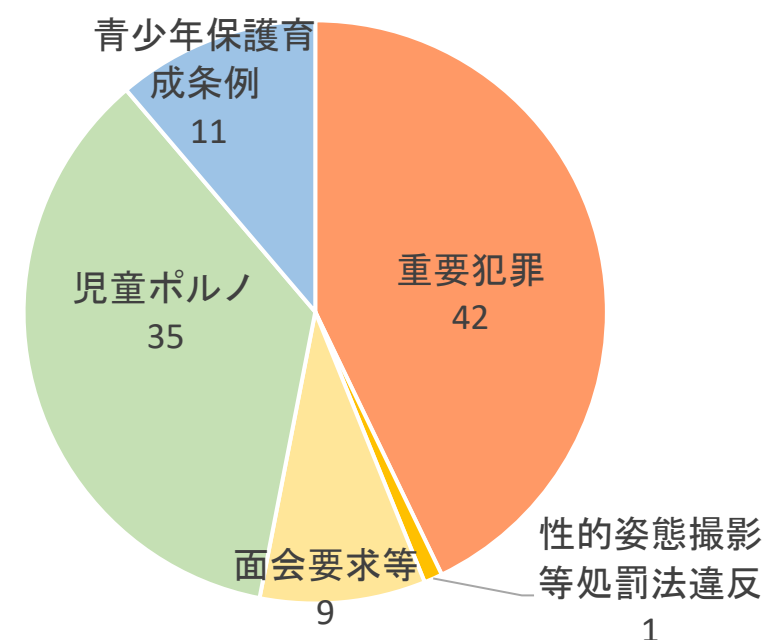


■ 令和6年中の被害児童数 98人

【学職別】



【罪種別】



オンラインゲームに起因する被害児童数は、過去5年で見ると、増加傾向にあり、令和6年のSNS起因被害者児童数1,486人のうち、オンラインゲームに起因する被害児童数は98人で、中学生が最多



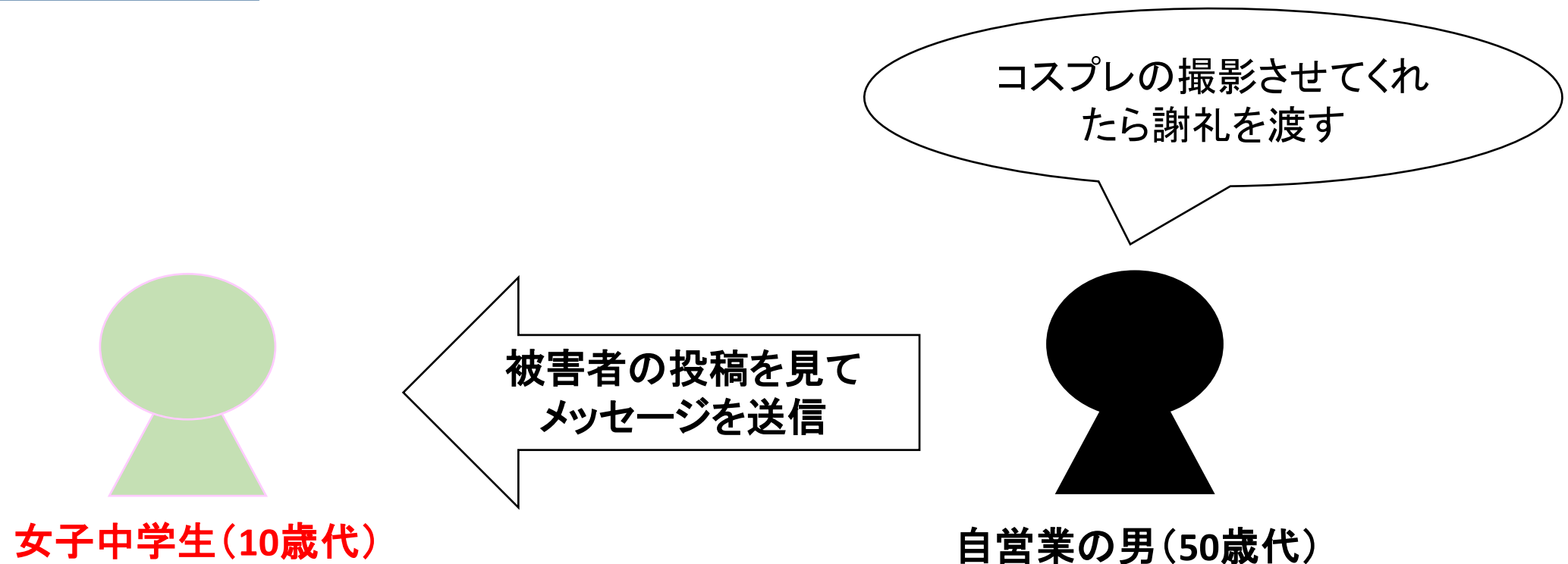
警察庁

National Police Agency

3. SNSに起因する被害の実態 (令和6年の検挙事例から)

【事例① コスプレ撮影を口実にした児童買春等事件】

概要

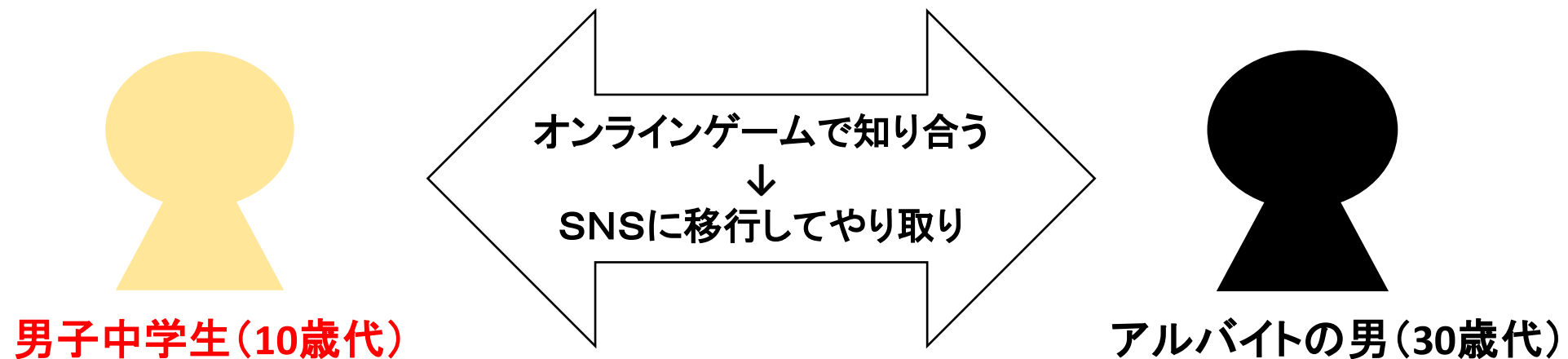


- ・ SNSを通じて被害者と知り合う
- ・ コスプレ撮影会に来てくれればお金を払う旨の約束をして面会
- ・ 被害者をホテルに誘い、現金を渡して性交等

⇒ 不同意性交等罪及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙

【事例② ゲームアプリの課金を約束した児童ポルノ製造等事件】

概要

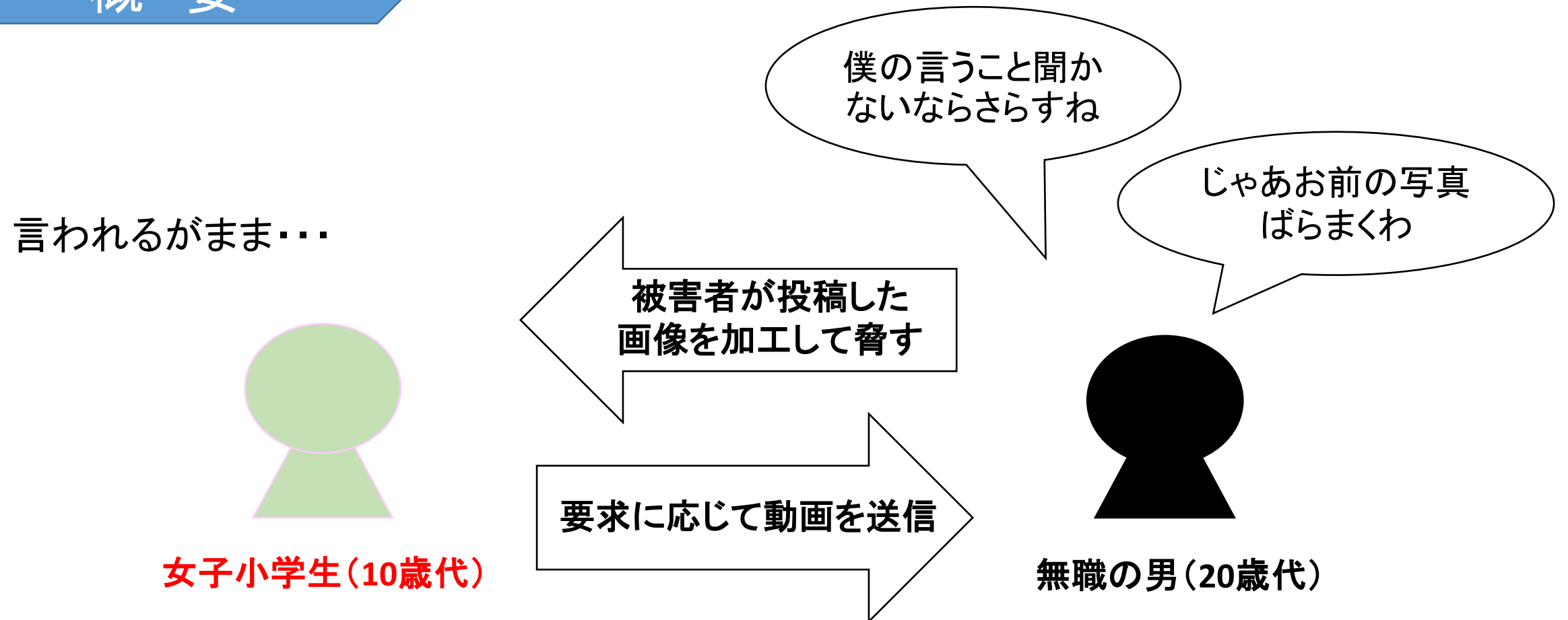


- ・ オンラインゲームを通じて被害者と知り合う
- ・ 被害者に対し、ゲームアプリの課金を約束
- ・ SNSでわいせつ行為の動画を送信させる

⇒ 16歳未満の者に対する映像送信要求罪、不同意わいせつ罪、性的姿態撮影罪及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙

【事例③ SNS上の画像を悪用した児童ポルノ製造等事件】

概要



- ・ 被害者が投稿した顔写真にわいせつな文言を加えた画像を、ダイレクトメッセージで送信
- ・ 言うことをきかないと拡散すると脅す
- ・ わいせつな動画を撮影させて送信させる

⇒ 16歳未満の者に対する映像送信要求罪、不同意わいせつ罪及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙



警察庁

National Police Agency

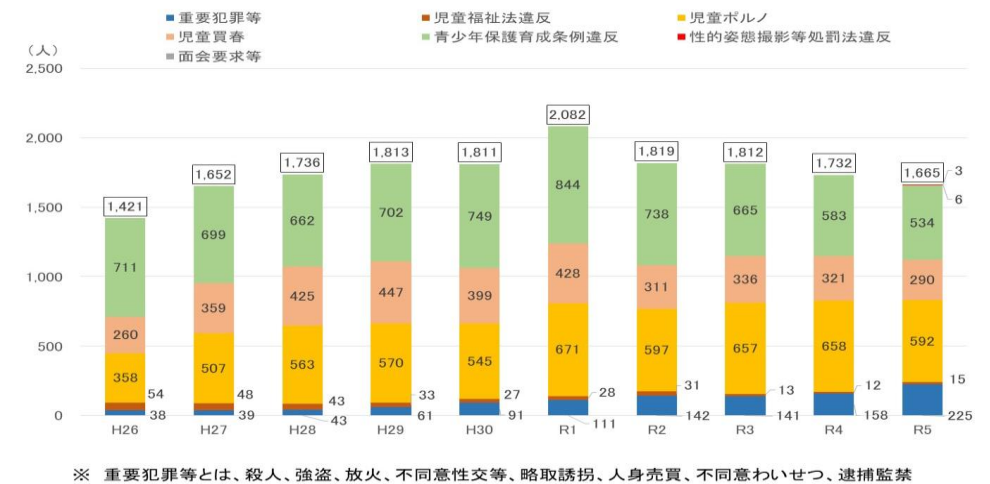
4. 子供を守るために

～ 被害者にも加害者にもさせないために ～

概要

SNSに起因する各種犯罪の被害児童数が高い水準で推移する中、子供がインターネット利用のオンラインゲームの中で知り合った者から誘い出され、重要犯罪に巻き込まれる事案まで発生している状況であるところ、オンラインゲームが子供が犯罪に巻き込まれるきっかけとなるリスクについて注意喚起を行うもの。

【SNSに起因する事犯】 罪種別の被害児童数の推移



オンラインゲーム上のリスクとして保護者等に知っていただきたい事項

(1) 小学生など年少の利用者も被害に遭っている。

オンラインゲーム起因の被害児童数は小学生が年々増加している。

(2) ほとんどのオンラインゲームに「ボイスチャット」や「メッセージ交換」の機能が備わっており、匿名・不特定の者とも簡単にやりとりができる。

ゲーム中の会話において、ひわいな話題に興味を示した子供を犯罪の標的とする者がいる。

(3) 協力してゲームを行うことを通じて、見知らぬ者にも「仲間意識」を持ちやすい。

戦闘ゲームにおいて同じチームでプレイをし、「仲間意識」を強めて子供の信頼を得た上で犯罪行為を行う者がいる。

(4) ゲーム内における高価な「アイテム」の授与等の甘言を用いられ、被疑者の言うことに従ってしまう。

ゲーム内で使用する有料の「アイテム」をプレゼントすることにより、子供の信頼を得た上で犯罪行為を行う者がいる。

(5) ゲームの上級者に対する「憧れ」の感情を利用される。

ゲーム攻略のアドバイスをするなど「ゲームの上手な優しい人物」を演じて子供の信頼を得た上で犯罪行為を行う者がいる。

上記事項を踏まえた注意喚起

上記のリスクを踏まえ、保護者等の皆様には、下記の点について子供とよく話し合っていただきたい。

○ペアレンタルコントロールの活用

スマートフォン、パソコン、ゲーム機等のペアレンタルコントロール機能を活用し、子供のオンラインゲーム利用を適切に管理する。

○家庭でのルール作り

オンラインゲーム内においても、SNSと同様、個人情報や不適切なメッセージを他人に送らない、ゲーム内で知り合った人と安易に連絡先を交換したり実際に会ったりしない、少しでも不安を感じたら相談するといった家庭内でのルールを作る。

児童の画像を加工して作成された性的画像の悪用事案

実態、特徴

- 中学、高校の同級生同士の嫌がらせなどで、生成AIや顔の入れ替えをすることができるアプリ、サイトが悪用されている
- 男子学生が生成AIを使用して、同級生女子生徒の着衣写真を裸の画像に加工し、SNSで複数の同級生に拡散した事例等が発生

画像加工アプリ、サイトの例

- 着衣画像を裸画像に加工することが可能
- 人物の写真の上に他人の顔写真を配置することが可能
- 不要な部分を切り取って合成することが可能
- 顔写真の老化、若返り、画像の切り取り合成が可能



- 悪ふざけのつもりでも、顔画像が使われた者は深刻に悩んでいる
- 悪質であり、犯罪となる可能性

少年を「使い捨て」にする「闇バイト」の現実

CASE 1 楽に稼げると思い、個人情報を渡してしまった…



○ 実例(令和6年の検挙事例から)

女子中学生らによる特殊詐欺事件 → 詐欺罪で検挙

- ・ 女子中学生は、SNS上で犯罪実行者募集情報に応募
- ・ 弁護士を装って、被害者(高齢女性)方に電話
- ・ 介護施設入居のための名義の使用手続き費用が至急必要とだます
- ・ 「早く手続きを終わらせるために200万円を送れ。」
「息子に相談すると、息子の会社にも連絡する。」などと嘘を言う。
- ・ 指定したマンションの宅配ボックス宛てに現金200万円を入れた段ボールを送付させ、現金をだまし取る。

CASE 2 お金に困っていたし、危険じゃなさそうだったから…





警察庁

National Police Agency